

まちの情報誌
広報

かつらぎ

2006年5月 Vol.20

ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

Contents

第1回葛城市議会定例会開催	2
葛城市組織機構の再編について	3
葛城市民憲章・葛城市の木・花・鳥が決定	4
まちのわだい	5
下水道の供用開始区域が広がりました	6～9
お知らせ	10～15
人権／教育／地域安全ニュース	16～19
文化会館ニュース／図書館だより	20・21
情報	22・23

第1回葛城市議会 定例会開催

平成18年第1回葛城市議会定例会が、3月8日から24日までの会期で開催されました。

この議会では、平成18年度の一般会計予算など多数の重要案件が審議されました。

審議された議案と結果は次のとおりです。

議案番号	議案内容	報告のみ
報第1号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について	可決
議第1号	市道の認定について	可決
議第2号	葛城市公民館の指定管理者の指定について	可決
議第3号	葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について	可決
議第4号	葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について	可決
議第5号	葛城市集落センターの指定管理者の指定について	可決
議第6号	葛城市農事集会所の指定管理者の指定について	可決
議第7号	葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について	可決
議第8号	葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について	可決
議第9号	葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置について	可決
議第10号	葛城市国民健康保険本部等に関する条例を制定することについて	可決
議第11号	葛城市国民健康保険条例を制定することについて	可決
議第12号	葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて	可決
議第13号	葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて	可決
議第14号	葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて	可決
議第15号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	可決
議第16号	葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	可決

議第17号	葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて	可決
議第18号	葛城市保育所条例の一部を改正することについて	可決
議第19号	葛城市在宅福祉サービス事業実施条例の一部を改正することについて	可決

議第20号	葛城市介護保険条例の一部を改正することについて	可決
議第21号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて	可決
議第22号	平成17年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について	可決
議第23号	平成17年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について	可決

議第24号	平成17年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について	可決
-------	-----------------------------------	----

議第25号	平成17年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決について	可決
-------	------------------------------------	----

議第26号	平成17年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について	可決
-------	-----------------------------------	----

議第27号	平成18年度葛城市一般会計予算の議決について	可決
-------	------------------------	----

議第28号	平成18年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について	可決
-------	------------------------------	----

議第29号	平成18年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について	可決
-------	----------------------------	----

議第30号	平成18年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について	可決
-------	----------------------------	----

議第31号	平成18年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について	可決
-------	-----------------------------	----

議第32号	平成18年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について	可決
-------	----------------------------	----

議第33号	平成18年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について	可決
-------	----------------------------------	----

議第34号	平成18年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について	可決
-------	----------------------------	----

議第35号	平成18年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について	可決
-------	-----------------------------------	----

議第36号	平成18年度葛城市水道事業会計予算の議決について	可決
-------	--------------------------	----

議第37号	葛城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて	可決
-------	------------------------------	----

議員提出議案

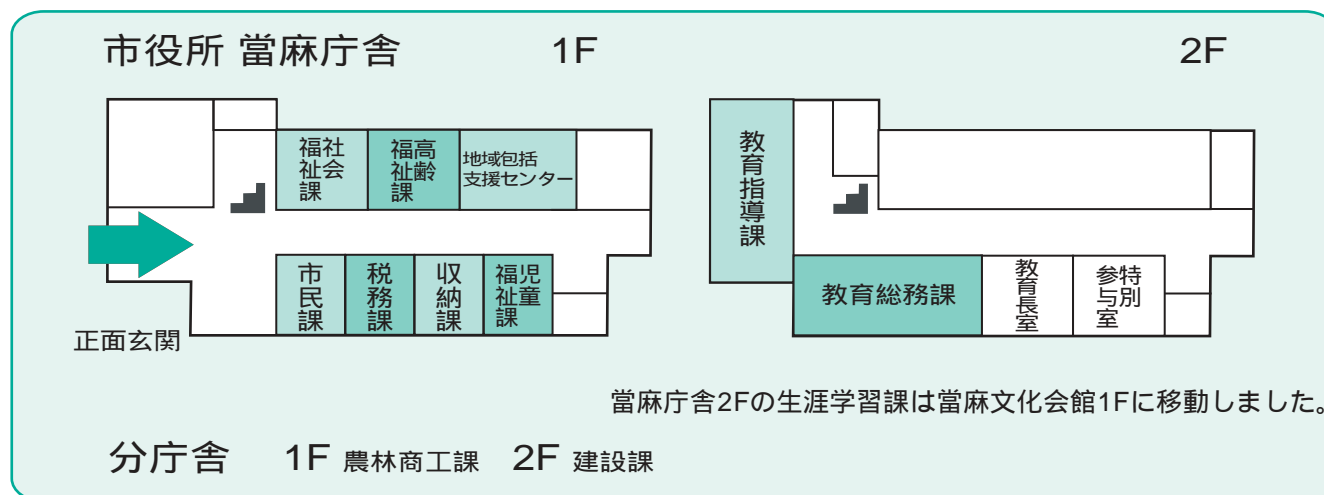
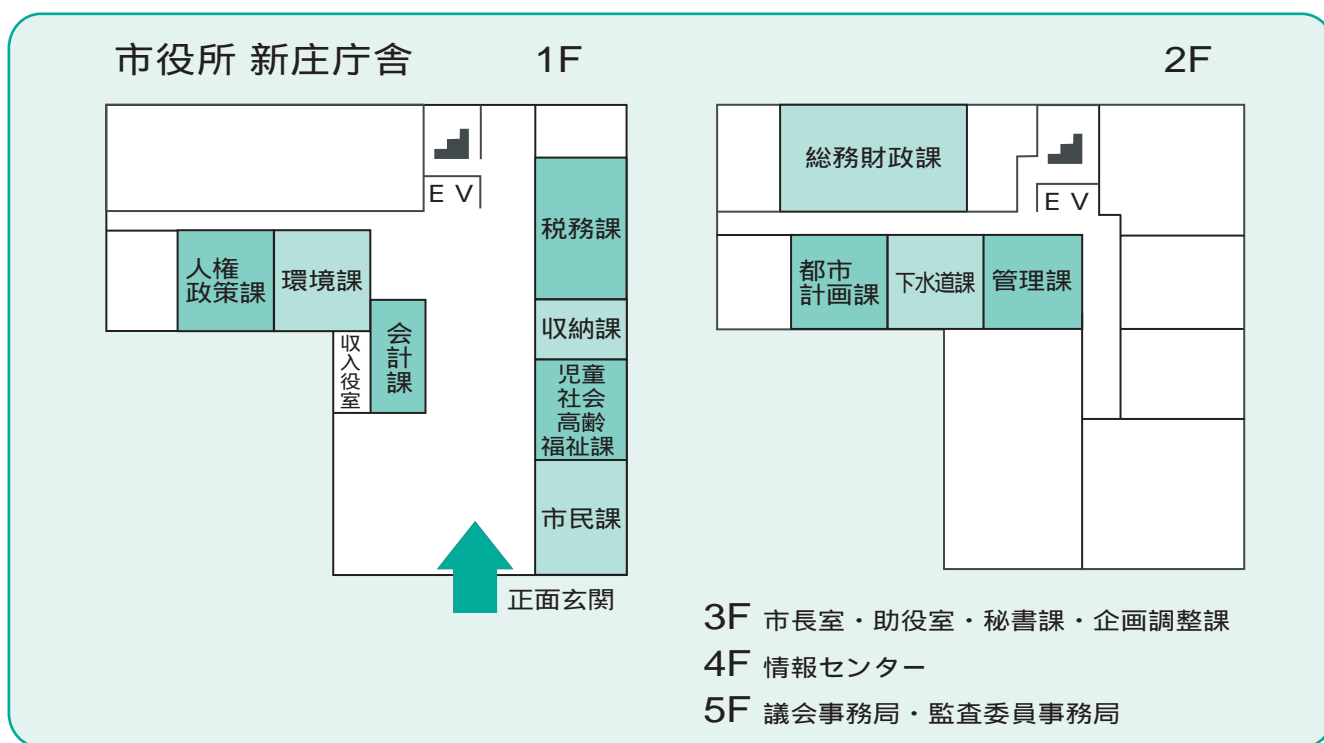
発議第1号	さらなる総合的な少子化対策を求める意見書について	可決
発議第2号	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書について	可決
発議第3号	道路特定財源の確保に関する意見書について	可決

平成18年度の各会計予算額については、先月号に掲載しております。

葛城市組織機構の再編について（お知らせ）

地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な機構・組織づくり」という合併協定のもとに現在の組織機構が整備されましたが、合併から1年余が経過した中で、組織機構を再点検し、市政に託された行政課題に適切に応えられるさらに簡素で起動力の高い組織の構築に向け、平成18年度（4月1日）から次のとおり見直しを行いました。

部 等	変 更 前	変 更 後
企画部	人事課・秘書課	秘書課（統合）
総務部	総務課・財政課 税務課	総務財政課（統合） 税務課・収納課（新設）
教育委員会	学校教育課・教育総務課 教育指導室	教育総務課（統合） 教育指導課（室 課）



詳しくは企画調整課までお問い合わせください。

「市民憲章」、「市の木・花・鳥」を制定しました。

～ 今後のまちづくりにいかしましょう ～

平成18年3月31日制定

葛城市市民憲章

葛城市は、美しい自然に抱かれ、悠久の歴史が息づくとともに産業や文化が活発に展開する、昔と今が共生するまちです。
わたしたち葛城市民は、安全で魅力あふれるまちづくりに向け、ここに市民憲章を定めます。

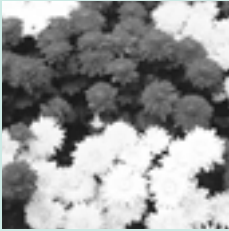
- 一 恵まれた自然を大切にし
後世につなげるまちをつくります
- 一 かけがえない文化遺産を守り
香り高い文化を育むまちをつくります
- 一 地域の産業を生かし
活力に満ちたまちをつくります
- 一 たくましい心と体を育み
健康で明るいまちをつくります
- 一 豊かな人間性を尊び
若い力を伸ばすまちをつくります

葛城市の木・花・鳥

市の木：いちいがし くすのき



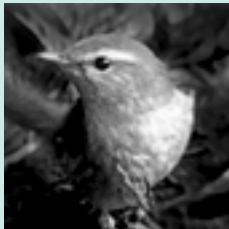
市の花：きく



ぼたん



市の鳥：うぐいす



葛城市人事（4月1日付）（内は旧職/課長補佐級以上）

市長部局

【部長級】 保健福祉部理事社会福祉課長事務取扱（保健福祉部理事社会福祉協議会事務局長）福井利博

【課長級】 総務財政課長（財政課長）河合良則 収納課長（人権政策課長）中尾知好 人権政策課長（総務課長）米田芳昭 社会福祉課長 社会福祉協議会事務局長（社会福祉課長）松浦住憲 児童福祉課長（人事課長）北野耕太郎 いきいきセンター所長（水道局業務課長）下村嘉晃

【主幹級】 総務財政課主幹（総務課長補佐）田中茂博

【課長補佐級】 秘書課長補佐（人事課長補佐）吉村恭信 秘書課長補佐（会計課長補佐）吉川正人 総務財政課長補佐（総務課長補佐）伏見茂 総務財政課長補佐（児童福祉課長補佐）松田和男 総務財政課長補佐（財政課長補佐）山本眞義 税務課長補佐（下水道課長補佐）増井良之 収納課長補佐（税務課長補佐）小原章良 市民課長補佐（体育振興課長補佐）川松照武 児童福祉課長補佐（建設課長補佐）藤田浩包 建設課長補佐（管理課長補佐）吉村泰祐 建設課長補佐（人事課長補佐）葛城清掃事務組合清派遣）奥田久郎 下水道課長補佐（中央公民館長補佐）川井高久 下水道課長補佐（下水道課）米田文江 管理課長補佐（建設課長補佐）下村喜代博 会計課長補佐（いきいきセンター所長補佐）坂口徳子

教育委員会部局

【課長級】 教育指導課長（学校教育課長）佐々木博 教育相談室長（県教委地域圏担当指導主事）植村寛

【主幹級】 教育指導課主幹（教育指導室長）井上昌典 當麻文化会館主幹（税務課長補佐）中川佳三

【課長補佐級】 教育総務課長補佐（学校教育課長補佐）西川信明 教育総務課長補佐（歴史博物館長補佐）中嶋正英 中央公民館長補佐（中央公民館）吉村幾温 歴史博物館長補佐（教育総務課長補佐）吉岡昌信 体育振興課長補佐（市民課長補佐）西川博史

水道局

【課長級】 水道局業務課長（児童福祉課長）安井成行

消防本部

【課長級】 予防課長（消防署長）岩井利光 消防署長（予防課長）菊江博友
【課長補佐級】 消防指令課長補佐（予防課長補佐）河井章 予防課長補佐（消防指令課長補佐）西川和秀

退職（3月31日付）

【市長部局】 園元芳子（健康増進課主幹）岸田敏一（新庄クリーンセンター）松本智架子（磐城第2保育所）堀内久世（磐城第2保育所）

【教育委員会部局】 熨斗敬子（當麻文化会館長）

【消防本部】 北川武雄（消防本部消防長）

入学（園）式

市内の小・中学校や幼稚園で、入学式・入園式が行われました。
 中学校に307人、小学校に394人、幼稚園に211人が、真新しい制服に身を包んで、それぞれ新たな門をくぐりました。
 夢と希望を胸に、新しい生活をスタートされた皆さん、ご入学・ご入園おめでとうございます。



新庄幼稚園



當麻幼稚園

葛城市自治功労者

永年に亘り地方自治の伸展に尽くされたその功績をたたえ、次の方々に葛城市自治功労者として市から表彰状及び徽章が贈られました。

故 石田清秀氏（勝根）

勝根総代及び区長として31年間の永きに亘るご活躍に対し、厚くお礼申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

岡本権一氏（長尾）

今後も自治振興の更なる発展を図るため、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

第1回 葛城市民ウォーキング



3月26日（日）、に南阪奈道路側道や孝女伊麻の史跡などを巡りながらウォーキングを楽しむ『第1回葛城市民ウォーキング』が、農村広場発着で行われました。
 当日は曇り空の天気でしたが、家族やグループなど健脚自慢の289名の方が参加し、3km・8kmのコースに分かれて、各々のチェックポイントを目指しながら春の一日を楽しまれました。

水車の復活



平岡区では、地域おこしのシンボルとして昔あった水車を復元しようとする結果、日野谷池に手作り水車が完成しました。水車の完成は住民の方々の地域への愛着と誇りを以前にも増して高めることとなりました。同区長は、「水車づくりの経験を生かし、地域の活性化を図りたい。」と抱負を語っていました。

傘堂建立の子孫が葛城市を訪問



吉弘央さんは、「先祖が関係する施設を大切に保存していただいて感謝しています。」と語られていました。

3月22日（水）、傘堂を建立した吉弘統家（よしひろのりいえ）の子孫である吉弘央さんら9名が大分県から先祖の供養に來られました。吉弘さん達は傘堂で墓参りをされた後、明円寺（高岡正信住職・新在家）で梵鐘を見学されました。

「傘堂」は大和郡山城主であった本多政勝侯の菩提を弔う「位牌堂」として、この地の郡奉行を努めた家臣吉弘統家が主君の恩顧に報いるため、願主となり延宝二年（1674年）に建立されたもので、奈良県の有形民俗文化財にも指定されています。

スポーツ大会結果

奈良県家庭婦人バレーボールクラブ協議会『第18回トーナメント決勝大会』が、3月21日（祝）県立橿原公苑第1体育館で開催され、葛城市から出場した当麻ひまわりチームがBゾーンで優勝、また7UPチームがCゾーンで2位の成績となりました。



もどる水

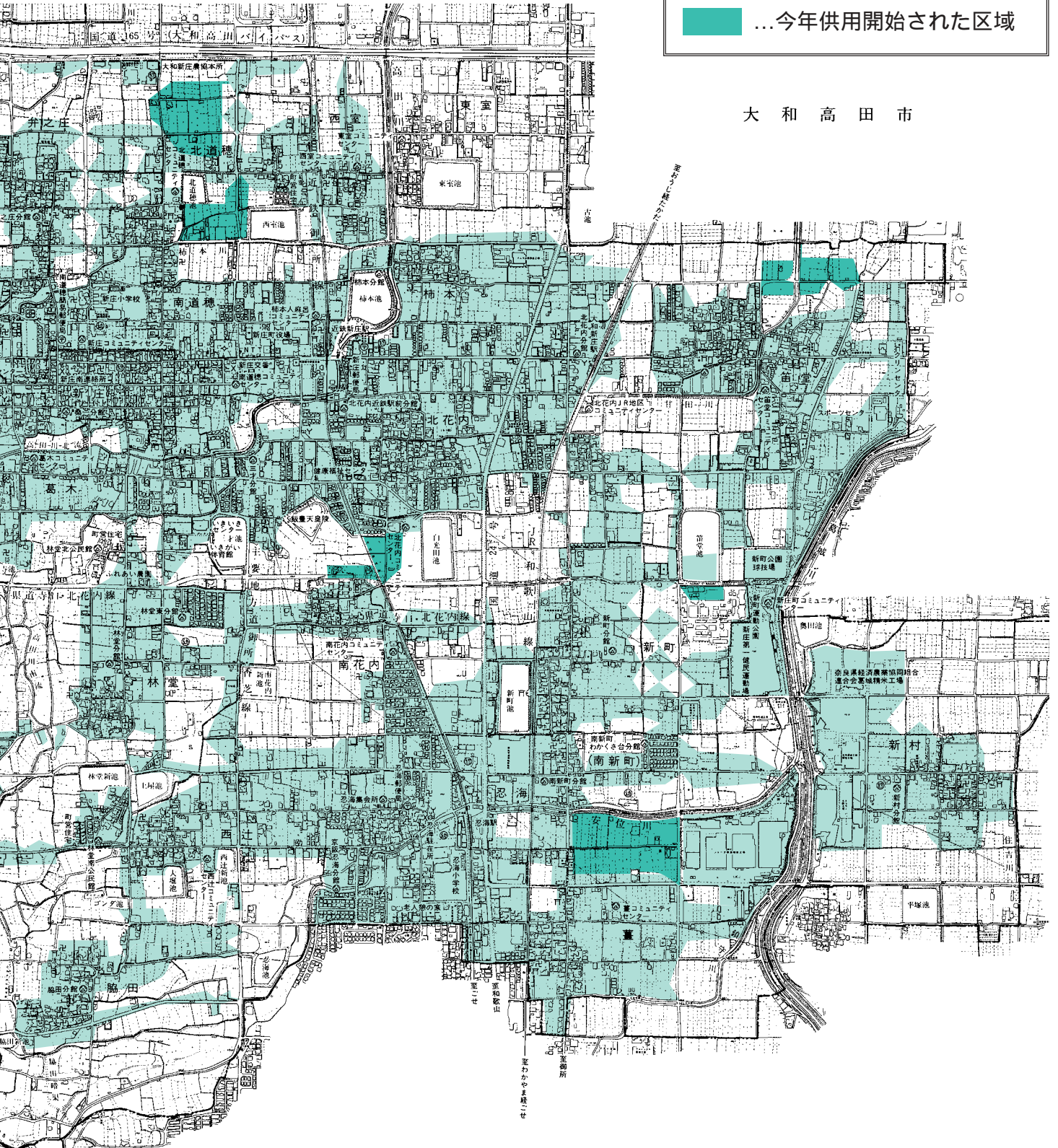
りました。

新庄地区

...現在供用開始している区域

...今年供用開始された区域

大和高田市

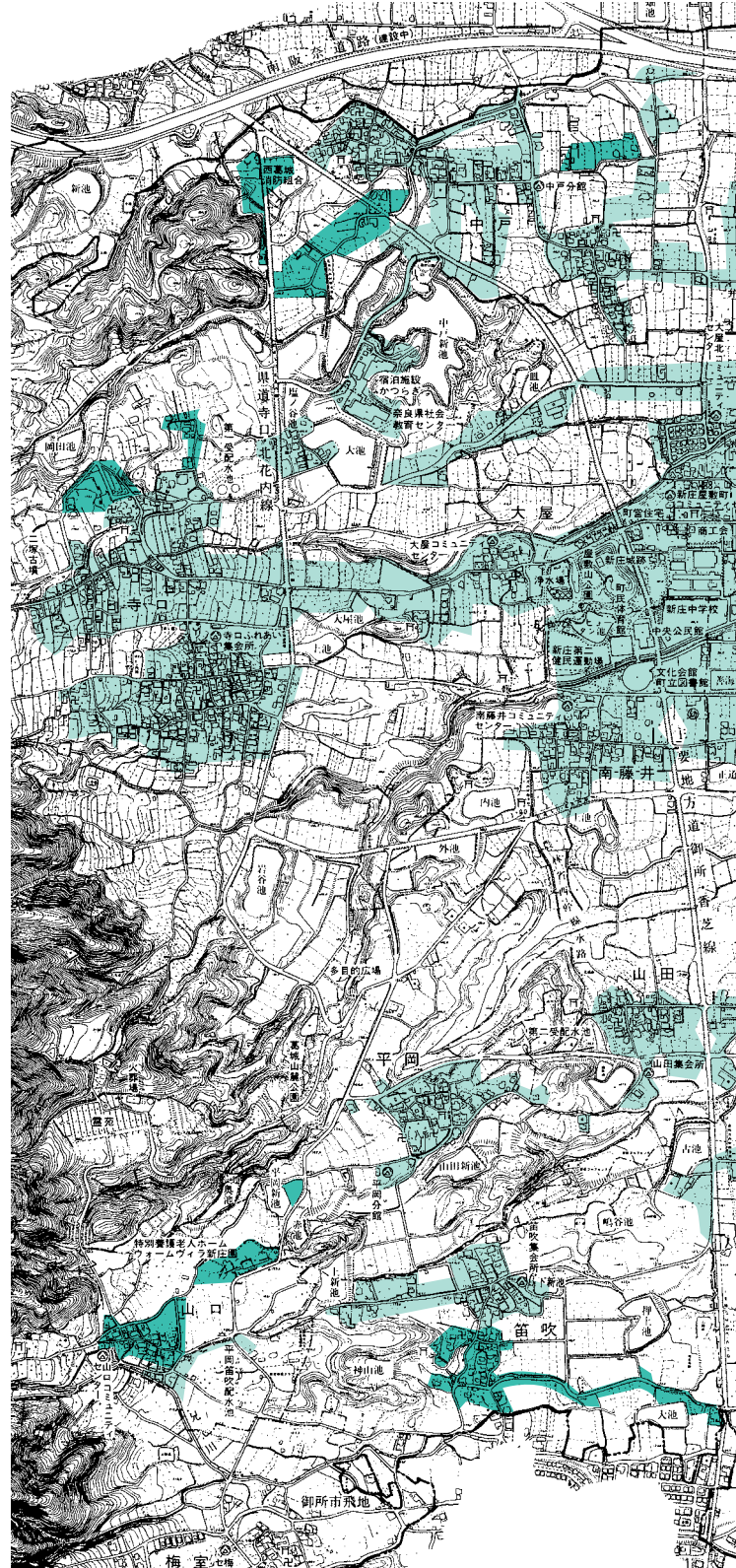
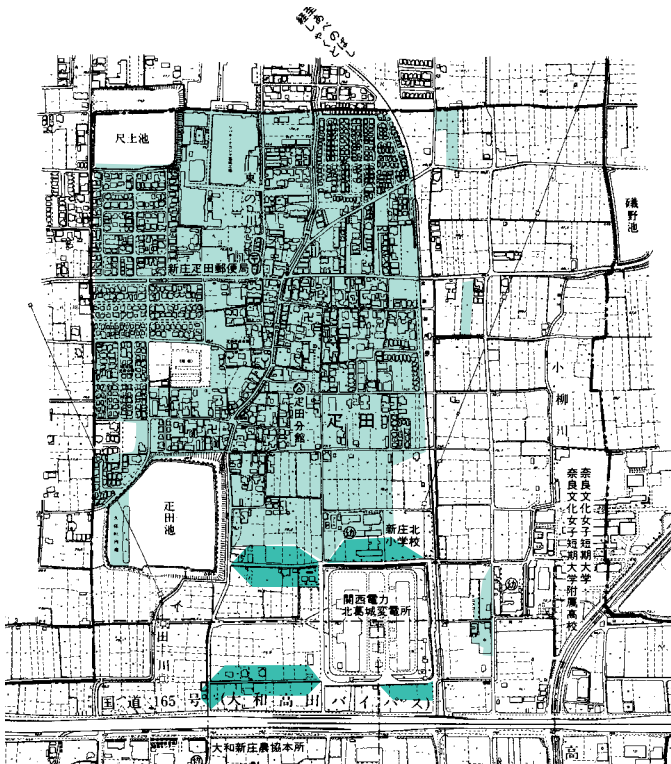


下水道 いつか私に

下水道の供用開始区域が広が

平成17年度の工事が完了したことにより5月1日から新しく地図に示された区域で、公共下水道を利用いただけるようになりました。

快適な生活環境、きれいな水、豊かな自然を守る第一歩として、一日も早く公共下水道を利用させていただきますよう、よろしくお祈いします。



悪質な「点検商法」にご注意

市役所の職員を装ってご家庭を訪問し、排水設備（宅地内の排水管、私設ます）などの点検・修理を強引に行って多額の代金を要求するトラブルが発生しています。

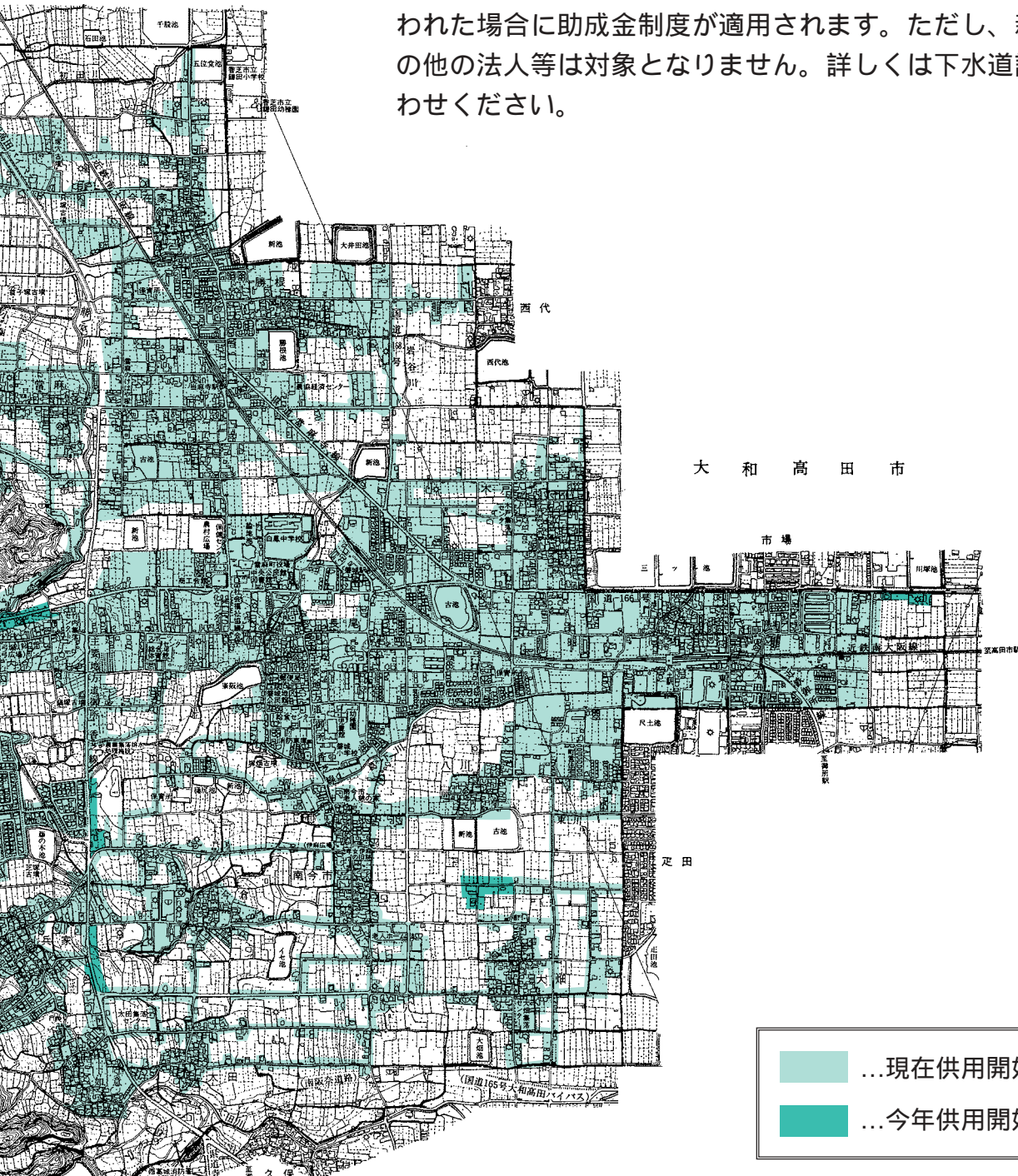
市役所ではこのような行為は一切行っていません。また、宅地内の下水道管の清掃や修理を、市役所が業者に委託し代金を請求することはありません。ご注意ください。

下水道 いつか私にもどる水

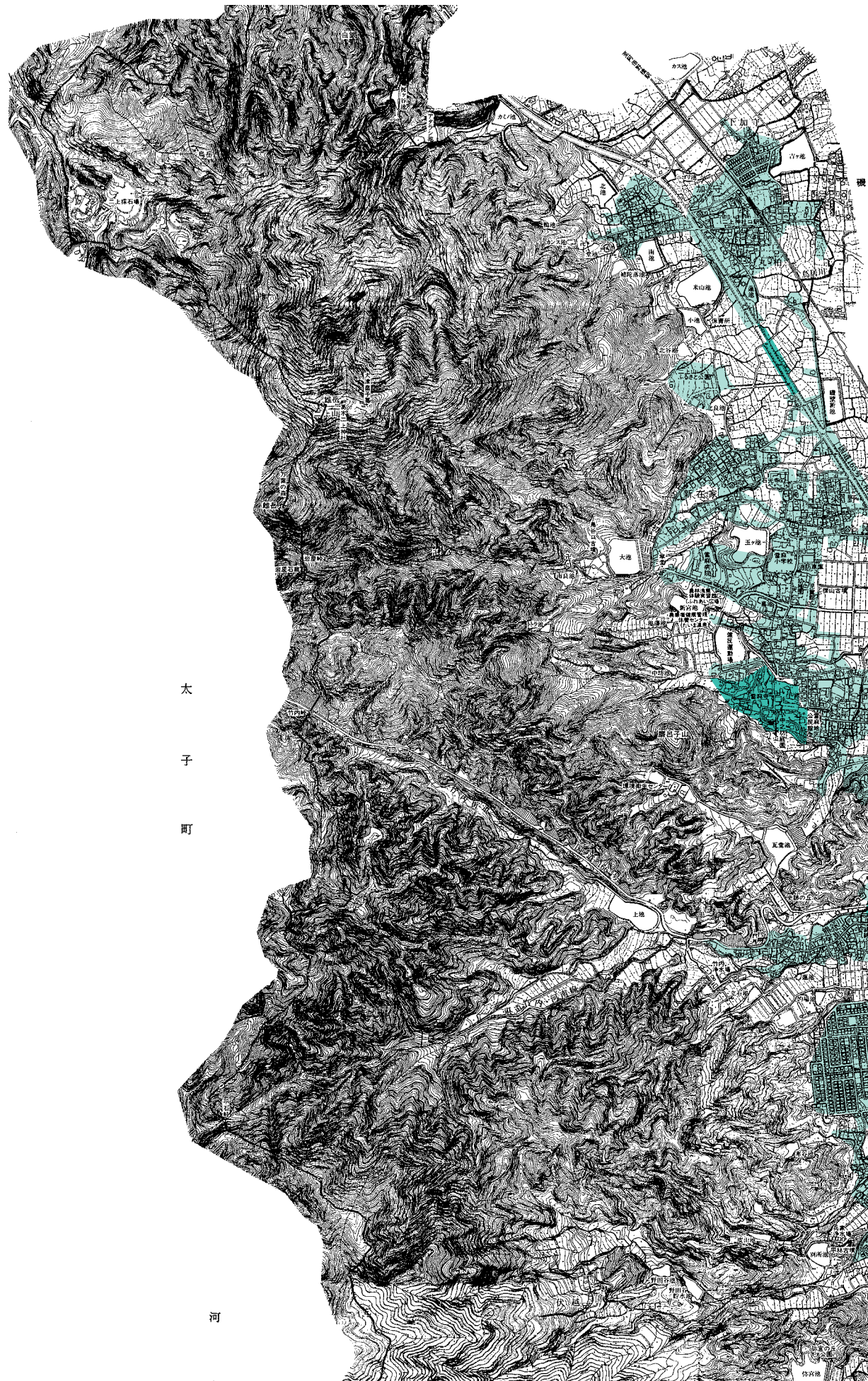
下水道の供用開始区域が広がりました。

當麻地区

各ご家庭が供用開始公示後3年以内に公共下水道に接続工事を行った場合に助成金制度が適用されます。ただし、新築・会社・その他の法人等は対象となりません。詳しくは下水道課までお問い合わせください。



- ...現在供用開始している区域
- ...今年供用開始された区域



太
子
町

尾

私たちは、この街の民生委員・児童委員です

民生委員は、地域の皆さんが
困ったときの相談相手です。

最近、ひとり暮らしの高齢者や核家族が進み、子育ての悩み、児童虐待などの問題を抱え、SOSを発している家庭も増えていきます。

また、心身に障害があり、自分の力だけでは日常生活を送ることが困難な方もいます。

私たち民生委員・児童委員は、このような方々の生活上の悩みの相談に応じ、地域とともに自立した生活を送ることができるよう必要な支援を行う地域福祉の推進者です。

福祉の制度を利用したいけれども誰に相談してよいかわからない場合、お気軽に皆さんの地域の担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

もちろん、皆さんの相談内容や調査の上で知り得た秘密は、その事務以外に一切漏らしてはならない義務を負っています。

主任児童委員の役割をご存じですか？

主任児童委員は、児童問題を担当し、子どもの生活全般にわたり支援を行うもので、地域の民生委員・児童委員と連携しながら、その専門性を生かし、児童委員活動の一層の充実を図るよう努力しています。

子どもに関する問題は、ひとりで見ていると悪い方向へ考えてしまう場

合があります。思い切って相談すれば、自分では考えつかなかった解決の糸口が見つかるかもしれません。

5月12日は

民生委員・児童委員の日です。

葛城市には、56名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱され、活動を行っています。

毎年5月12日～18日は、活動強化週間で、地域の皆さんに民生委員・児童委員を知ってもらい、皆さんとともに福祉のまちづくりを進めていけるよう願って、啓発運動を実施していきます。



葛城市民生委員児童委員名簿

氏名	担当地域
板橋恵美子	新庄(住吉・本町・東町)
藤井久美子	新庄(桑之町・戎町)
田中 寛子	新庄(宮前・屋敷町)・大屋
辻本 淳子	葛木・南藤井
而川 米子	寺口
杉村 恵子	中戸
西畑 義賢	辨之庄
吉村 慶	疋田(本郷)北
西川 貞雄	疋田(本郷)南
吉川 清一	疋田(東和苑)北
鷯山 保治	疋田(東和苑)南
嶋田 全孝	疋田(フルール)
小柴佐知子	北道徳・南道徳(北)
椋本美知子	南道徳
萩 恭子	西室・東室
吉岡 義幸	柿本
川村貴久子	笛堂
和田小夜子	北花内(本郷1地区)
中島 章祐	北花内(本郷2地区)
藏堀 滋子	北花内(三才地区)
堀内 普子	北花内(近鉄地区)
吉川 正利	北花内(JR・出花内地区)
大仲 正一	忍海北
森川 啓二	忍海南
安川 美鈴	薑・新村
花内貴美子	新町・南新町
花井佳洋子	南花内・花内台
巽 滋保	西辻・脇田
安川 政子	林堂・山田
高松 純子	平岡・山口・梅室・笛吹
松村佐世子	南今市
笠松 雅和	太田
伏見 柳作	兵家
綾織加容子	兵家

氏名	担当地域
池田 博子	竹内
小峠 秀子	竹内
松本 憲子	長尾
足高 和子	長尾
大村 隆彦	長尾
熨斗 伸光	木戸
辻本 長嘉	尺土
筒井 壽子	尺土
原 晴美	尺土
梅田 敬子	八川
赤井 綾子	八川
丹原加洋子	八川
武本 恒子	大畑
山本 弘一	當麻
奥田 善啓	當麻
正田 壽子	當麻
石田千世子	勝根
山下千津子	今在家
下村 友子	染野
中谷 梢美	新在家
澤 裕嬉子	加守
西井はるみ	加守
杉本 勝也	主任児童委員(新庄地区)
神谷 哲雄	主任児童委員(新庄地区)
山本 栄子	主任児童委員(當麻地区)
秋岡 厚子	主任児童委員(當麻地区)

和田小夜子さんと杉本勝也さんは、3月22日付で新しく委嘱されました。
詳しくは、社会福祉課まで

児童手当制度が、平成18年4月1日から 小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）まで拡大され、 併せて、所得制限が引き上げられます。

＊ ＊ 認定請求の手続きが必要となります。 ＊ ＊

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者のみなさんについては、児童福祉課の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者のみなさん （平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。上記に該当しない保護者の方で、下記の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者のみなさん （平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限等により児童手当を受給していない保護者のみなさん

所得制限の引き上げ（ ）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、5月1日から31日（土・日、祝日は除く。）の間に、認定請求の手続きが必要となります。また、公益法人等へ派遣されている方は、住所地の市町村での受給になる場合もありますので、勤務先の児童手当担当係へ確認してください。

《認定請求書に必要な添付書類》

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・所得証明書（本市に平成17年1月1日又は平成18年1月1日に住所がなかった場合）

（単位：万円）

扶養親族等の数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

児童手当受給者のみなさんへ

児童手当を受給されている方は、毎年6月中（土・日、祝日は除く。）に、【児童手当現況届】を児童福祉課に提出してください。

この届出は、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況などを毎年確認するためのものです。

この届出をされないと、引き続き受給資格があっても、手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

なお、現況届の用紙は、後日送付させていただきますので、お忘れなようご注意ください。

詳しくは、児童福祉課【當麻庁舎 ☎48-2811(内線2105)】まで。

入院時の食事療養にかかる標準負担額の改正について

平成18年4月1日から、入院時の食事療養における標準負担額が改正されました。今回の改正で、1日当たりの標準負担額が1食当たりの標準負担額となりました。

70歳未満の方

		標準負担額	
		改正前 (1日当たり)	改正後 (1食当たり)
一般		780円	260円
住民税 非課税世帯	長期非該当	650円	210円
	長期該当	500円	160円

70歳以上または老人保健受給者

		標準負担額	
		改正前 (1日当たり)	改正後 (1食当たり)
一般		780円	260円
低所得	長期非該当	650円	210円
	長期該当	500円	160円
低所得		300円	100円

住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」、低所得・低所得の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市民課に申請してください。

低所得・・・70歳以上または老人保健対象者の方で、同一世帯の世帯主および国保被保険者（老人保健の場合は世帯の全員）が市町村民税非課税の方。

低所得・・・低所得に該当する世帯であって、なおかつその世帯員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときにそれぞれ0円となる方。

長期該当・・・直近1年間の入院期間が90日を超える方。 （市民課）

介護保険制度が変わりました！

今回の改正では、「介護予防」「自立支援」について見直しが行われ、介護予防をすすめていくことにより、制度本来の理念である「自立支援を実現すること」を新しい制度の目標としています。

《制度改正のポイント》

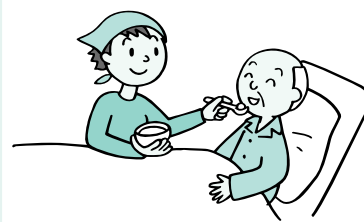
介護を予防するサービスがスタートしました。

介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している、または将来的にその危険性が高い人などは、「非該当」となります。

これらの認定を受けた方々は 要介護状態にならないための介護予防事業（地域支援事業）を利用できます。

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などは、「要支援1」「要支援2」となります。

これらの認定を受けた方々は 状態の改善に向けた介護予防サービス（予防給付）を利用できます。



地域での生活を支援するサービス体系になりました。

今回の制度改正で総合的な介護予防システムの確立や総合相談の窓口として、市が責任主体として地域包括支援センターを設置することとなりました。

葛城市では、高齢福祉課内に設置し、地域における高齢者の生活を総合的に支援していきます。

介護に関することについても、お気軽にご相談ください。

注) 1. 入浴補助用具などの福祉用具購入サービスを利用する場合は、県の指定を受けた事業所で購入ください。

2. 手すりの取り付けなどの住宅改修サービスを利用する際は、改修工事の着工までに、事前に市に申請が必要となりますので、ケアマネージャーに相談ください。

詳しくは、高齢福祉課まで。

国民健康保険から人間ドックのご案内

検査費の7割を助成します！

国民健康保険では、人間ドックを受診される方に対して助成を行います。是非、この機会にご活用ください。

申込先 市民課
受付期間 平成18年5月1日～平成19年2月28日（閉庁日を除く）
・午前9時～正午 ・午後1時～午後3時30分
資格 下記の3点を全て満たしている方が資格のある方です。
申請日において、満35才以上70才未満（老人保健法による医療を受けることができる方を除く。）の方
申請日において、引き続き1年以上本市の被保険者である方
申請日において、前年度分までの国民健康保険税を完納している世帯に属する方
持参するもの 国民健康保険被保険者証・印鑑
受診期間 平成18年5月～平成19年3月末
検査期間 下記のどちらかで受診していただきます

- ・奈良県健康づくり財団 個人負担額 11,220円
（田原本町宮古404-7）（費用額 37,400円）
- ・葛城メディカルセンター 個人負担額 11,025円
（大和高田市西町1-45）（費用額 36,750円）

女性の方で、婦人科検診等の申し込みをされると、別途費用のかかる場合もあります。
申し込み時に予約をお取りしますが、希望日に添えないこともありますので、受診希望日を複数考えた上で申し込みをしてください。

【手受診手順】

申込申請
資格審査
受診日の打ち合わせ・予約
受診券発行
受診（3割個人負担分を検査機関へ支払う）

主な検査項目

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 内科診察 | 9. 腹部超音波 |
| 2. 身体測定 | 10. 胸部X線 |
| 3. 生活食事調査 | 11. 胃透視 |
| 4. 便検査 | 12. 肺機能 |
| 5. 尿検査 | 13. 視力検査 |
| 6. 末梢血検査 | 14. 眼底・眼圧 |
| 7. 血液生化学 | 15. 聴力検査 |
| 8. 免疫血清 | 16. 安静心電図 |
| | 17. 総合指導 |

詳しくは、市民課保険年金係まで。

障害者自立支援医療（精神通院）の医療費の助成について

本年4月1日から施行されました自立支援医療（精神通院）により医療機関等の窓口でお支払いいただいた医療費が一部助成されますので、対象となる方は申請してください。

（助成の対象となる方）・国民健康保険の被保険者・社会保険各法の被扶養者（ただし、所得制限があります。）

注 対象外...社会保険各法の被保険者（本人）、老人保健受給者及び健康保険各法における高齢受給者（申請方法）助成金交付申請書に、医療機関等で支払額の証明をしてもらうか、明細のわかる領収書（自己負担上限額管理票も含む）を添え、振込みの口座（郵便局以外）等を記入のうえ、社会福祉課に提出してください。

（助成される医療費）医療機関等で支払われた医療費から、受診月ごとに500円を控除した額が助成されます。

詳しくは、社会福祉課まで。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会は、昭和23年に人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と決めました。この日を中心に、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及高揚のため、全国的に積極的な啓発活動が行われています。

本年度の啓発活動重点目標は「育てよう 一人一人の 人権意識 - 思いやりの心・かけがえのない命を大切に - 」です。

葛城市では、法務大臣から委嘱された8名の人権擁護委員さんが、人権擁護委員の使命を認識し、一人ひとりの人権が侵されることのないように地道な活動をされています。

つきましては、「人権擁護委員の日」に人権相談所を開設しますので、お気軽に相談にお越しください。

日 時...6月1日（木） 午前9時～正午

場 所...新庄庁舎2階202会議室

（人権政策課）

始めませんか「水中運動」！

健康のためには運動が大切！とは、誰もが知っていることですね。「日頃健康づくりのために歩いている」という方も増えてきているようですが、今回は“水中運動”をご紹介します。水中での運動は、浮力や水の抵抗を上手く使うことで運動効果をアップすることができます。プールでの楽しい運動体験は貴方にとって健康づくりの良いきっかけになるはず。未体験の方、大歓迎です！！ 下記教室に、ぜひご参加ください。

< 水中運動教室 >

日 時	1回目 ...5月26日(金) 2回目... 6月2日(金) いずれも午後1:00~3:00
場 所	福祉総合ステーション(ゆうあいステーション)
対 象	市内在住の40歳以上65歳未満
主な内容	プールでの「水中運動」実習 講師：健康運動実践指導者
受講料	無料
持ち物	水着・水泳帽
注 意	安全な受講の為、医療機関で治療中・経過観察中の方は、水中運動についてかかりつけ医とご相談のうえお申し込みください。
申し込み	新庄健康福祉センター(☎69-9900)まで、電話でお申し込みください。 * 先着順に受け付けいたします。(定員があります。)

個別基本健康診査、大腸・胃・前立腺がん検診のお知らせ

今年度も、個別基本健康診査、大腸・胃・前立腺がんの個別健診を下記の要領で実施しています。

実施期間 平成18年5月1日(月)~9月30日(土)

対象・費用

健(検)診	対 象	費用*
個別基本健康診査	40歳以上の市内在住者	1,500円
大腸がん検診	基本健診を受ける方で40歳以上の方	500円
前立腺がん検診	基本健診を受ける方で50歳以上の男性	500円
胃がん検診	40歳以上の市内在住者	3,000円

* 70歳以上の方は無料です。

市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は無料になりますが、事前の手続きが必要になります。

詳しくは、4月号広報折込チラシをご覧ください。葛城市新庄健康福祉センター(☎69-9900)までお問い合わせください。

集団基本健康診査(ミニドック健診)は9月に実施致します。詳しくは、健康カレンダーをご覧ください。

健康相談

日時：5月11日(木)・26日(金)
受付：午前10時~午前11時
場所：新庄健康福祉センター
内容：血圧測定・尿検査など
健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

乳幼児健康相談

日時：5月24日(水)・25日(木)
受付：午前10時~午前11時
場所：新庄健康福祉センター

日時：5月9日(火)・10日(水)
受付：午前10時~午前11時
場所：當麻保健センター

内容：身体測定、保健師・栄養士による個別相談
母子健康手帳をご持参ください。

5月は平成18年度固定資産税と軽自動車税の納付月です！ 納税通知書は5月10日頃に送付します。

(納税通知書が5月17日頃を過ぎてもお手元に届かない場合は、税務課までご連絡ください。)

固定資産税の納付月は5月(第1期)、8月(第2期)、10月(第3期)の3回で、軽自動車税は5月(全期)のみです。納付期限は下記のとおりです。

税目	第1期・全期	第2期	第3期
固定資産税	平成18年5月31日	平成18年8月31日	平成18年10月31日
軽自動車税	平成18年5月31日		

口座振替納税をご利用の方は上記納付期限日に指定の口座から振替します。

固定資産税は第1期の納付期限日までに第2期、第3期分を合わせて納付(全期前納)されますと、前納報奨金が交付されます。

安全で便利な口座振替制度をご利用ください！

口座振替をご利用になると、納付のために金融機関などへお出かけいただく必要がなくなります。また、うっかり納期限を忘れてしまうという心配もなくなります。

申込み手続きは、市指定の金融機関および郵便局でできます。申し込み日の翌月分から口座振替をします。

詳しくは、収納課までお問い合わせください。

軽自動車税の減免について

軽自動車の所有(使用)者・運転者の障害の程度や使用目的について、一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税が減免されます。

申請期間：平成18年5月24日(水)まで

申請場所：税務課(新庄庁舎・當麻庁舎)

用意する物：身体障害者手帳・療育手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、
平成18年度軽自動車税納税通知書

前年に減免を受けていても、平成18年度も申請をされまないと減免は受けられません。

自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

(税務課・収納課)

< (指定区域決定の縦覧) >

市街化調整区域において新たな住宅等の立地を認めるための区域指定について

葛城市では、本年4月11日付けで、市街化調整区域のうち以下の既存集落の区域が、県の条例に基づき指定されました。この指定区域内では、今後開発(建築)許可を受ければ、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅を建てるのが可能になります。ただし、県の条例に基づき、開発(建築)行為を行う場合には、敷地面積は200㎡以上であることが必要です。

区域指定された土地の区域

葛城市新町の一部、忍海(南新町)の一部(ただし、甲種農地、第一種農地の区域を除きます。)

なお、昨年11月29日付けで区域指定を行った土地の区域のうち、指定区域境界線の微修正を行うものの修正についても、同時に縦覧を行います。

指定区域図等については、葛城市都市整備部都市計画課、奈良県高田土木事務所、奈良県土木部建築課において縦覧を行っています。

市街化調整区域において新たな住宅等の立地を認めるための区域指定内の容積率等の指定について

< (指定区域内の容積率等の見直しの縦覧) >

市街化調整区域のうち県の条例に基づき区域指定されたことにより、以下の既存集落の区域指定内の容積率等が見直しされました。

平成18年4月11日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成18年4月11日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けますのでご注意ください。

容積率等の見直しされた土地の区域

葛城市新町の一部、忍海(南新町)の一部

なお、昨年11月29日付けで区域指定を行った土地の区域のうち、指定区域境界線の微修正を行うものの修正についても、同時に縦覧を行います。

見直しに係る区域図については、葛城市都市整備部都市計画課、奈良県高田土木事務所、奈良県土木部建築課において縦覧を行っています。

詳しくは、都市計画課まで。

「自分は差別をしない。だから差別問題は自分には関係ない」という意識

葛城市でも、「人権教育地区別懇談会」をはじめ、人権問題に関わる研修会・学習会が数多く行われていますが、まだまだ積極的に参加しようとする人は少ないのが現状です。その背景には、次のような意見に代表される意識が人々にあると考えられます。「差別を受ける人は気の毒に思うが、私自身は差別をしたことはありません。ですから、差別問題は私には関係ないと思います」が……。

現在の学校では、「いじめ」の問題が十分な解決の糸口が見出せないまま、今なお学校教育の大きな問題になっています。今の子どもたちが、すぐにいじめたり、いじめられたりする関係になつていく背景には、現代の大人社会が弱い者いじめが横行している差別社会になつていて、子どもたちもこの大人社会の影響を大きく受けていると考えられます。その差別社会の中で暮らしている私たち一人ひとりには、本当に差別と関係がないと言えるでしょうか。そこでこのような意識が顕著に現れる部落差別について考えてみましょう。

ある差別事件を通して

同和対策事業が行われていたある年に、大阪府高槻市にある解放会館に、男の声で電話がかかり、悪質極まりない差別発言を何回も繰り返しました。男は、それから捕まるまで4カ月間、昼夜をわかつたず実に169回も電話を

かけ、多い日は19回にもおよび、1回が3、40分になることもありました。

男は電話の中で、「興信所で身元調査をしてやる」「は部落民」と言われて腹が立つのは、あなた方の被害妄想。人が思うてんのと違つて、自分らで下やと思つてんのや」「差別がないのにあるある言つて、公共の金を使つているのが同和問題」などと、差別発言を繰り返しました。

やがて男は捕まりました。男はAという38歳の男性で、小学校4年生のときに、部落の近くの新興住宅地に転居してきました。その後は、部落を校区に含む、小、中学校を卒業しましたが、学校で「同和教育」を受けたことがありませんでした。専門学校を卒業後、就職した不動産会社では、「部落はこわいところ」「部落が近くにあると売り買いしにくい」などという話が平気で話されていたといえます。Aは直接、こわい目にあつたという経験がないにもかかわらず、「世間一般のうわさ話」として、「部落はこわいところ」という意識を植えつけられました。

Aの父親は、「一流企業」の取締役を経験しており、兄は校区の中学校を避けて有名中学校へ越境、そして、「一流大学」を出て大企業に勤め、母親も姉も高学歴でした。Aは父親から、彼の方が肥満していることや立ち居ふるまい、性格についてやかましく言われ、家庭の中で小さくなつていきました。Aは「兄と姉はまともで、自分はハンパ者と思つていた」と語っています。Aは小、中学校を通じて、ほとんど友人もおらず、「デブ」といじめられても、じつと我慢していたと言います。

この親子の姿は 私たちみんなの姿と言えるでしょう

このように、Aは差別者であると同時に、「被差別者（差別を受ける人）」の立場にも立たされていきました。Aはそのことに気づかず、不満のはけ口を、差別で長い間苦しめられてきた人々に向けていたのです。Aの両親も、そんなわが子の苦しみを理解できず、逆に彼を追いつめることしかできなかったのです。

社会的に弱い者に向けて、不満のはけ口を求めるAの姿。社会的に幸運な条件に恵まれていることを自覚できず、社会へ貢献することを忘れて、わが子だけを対象にした狭い殻にとじこまつていたAの親たち。この親子の生き方は、今日社会で起こるさまざまな差別事象、そして多くの犯罪につながっているのではないのでしょうか。

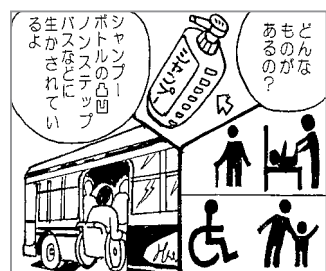
この親子の姿は、ある意味では私たちみんなの姿であると言えるでしょう。本年も、「人権教育地区別懇談会」をはじめ多くの学習会や研修会が行われますが、「人権の問題、差別の問題」「自分の問題」として積極的に参加しましょう。そして、みんなで力を合わせて、「差別のない明るい葛城市」を作っていきましょう。



毎月11日は
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部



第五回

富麻小学校

米作りに学ぶ

自校の実習日を利用して米作りの苦労と協力、収穫の喜びを体験し、自ら考える環境教育に取り組んでいます。

富麻小学校は明治7年5月に致芳館として設立され、翌8年に富麻小学校に改称、130年の伝統をもつ学校です。児童数は、本年4月に新入生を迎え294名です。「豊かに学び育つ子ども」の育成を目指し、様々な教育活動を展開しています。今回は、とりわけ豊かな学校周辺の自然を利用した体験活動と、昨年から始めた特色ある活動を紹介します。

本校には約400㎡の実習田があり、これを利用して以前から米作りをしてきました。五月、まず草ぼうぼうの田んぼを起すことから始めます。



六月には田植えです。最初のうちこそ田んぼに入るのを嫌がる児童がいますが、一度入ってしまつと土や泥、水の感触が気持ちいいのか、歓声をあげて苗を植えます。田植え後も人任せにせず、自分たちで草引き等の世話をします。

十月、自分でのごぎり鎌を用いての稲刈りです。歯がなぜギザギザになつてくるのか、子どもたちは不思議がります。稲のどのあたりの刈ればいいのかも悩みます。けれども、やがてのごぎり鎌の便利さに気付きます。刈り取った稲を天日干しにして乾燥させ、いよいよ脱穀作業です。寄付し



ていた。最後に、残った稲藁でクリスマスリースを作ります。「クリスマスリースと稲藁つて、ミスマッチでは？」と思われ、でも素敵なりがりました。伝統に学ぶとともに、新しい工夫も凝らしています。また、「わくわく発表会」と題して、



保護者にもご覧いただく学習発表会を開催し、米作りを通して考えた環境問題について情報発信もしています。(写真左上)

次は、「二上山学習」は、毎年五月中ごろに行う全校児童による二上山登りです。低学年には難しいため、麓を散策します。山登りしながら、同行してくださる専門家に植物や鉱物について教えていただきます。さらに本校は、昨年創立百三十周年を迎え、校区にお住まいの陶芸家・中井二上さんをお願いして、全校児童が記念に残る小皿の焼き物を作ることができました。



このように、本校では豊かな自然を活かしたり地域の方にご協力をいただいたりしながら、特色ある開かれた学校づくりを目指しています。

● 空き巣ドロボーが多発、 あなたの家は大丈夫ですか！

5月は、ゴールデンウィーク等で留守にされるお家が多いことから空き巣ねらいなど住宅を対象とした侵入窃盗が多発するおそれがあります。

ドロボーは、「人の目」「音」「光」が苦手です

この様な窃盗事件は、ドロボーが住宅に侵入して金品等を盗んでいるとき家人に発見されると強盗事件等、凶悪事件になるおそれがあります。

空き巣など侵入窃盗の被害防止対策は、

- ・留守にされる時は、雨戸を確実に施錠する
- ・長期外出の時は、新聞等を止める
- ・留守にして帰宅が夜になる場合は、門灯などをつける
- ・裏出入り口や窓付近にセンサーライト、防犯カメラなどを取り付ける
- ・玄関や勝手口、窓などには、二つ以上の錠を取り付けるなどワンドア・ツーロックにする
- ・窓などには侵入防止用ブザー（簡易警報装置）などを取り付ける
- ・ドアの鍵穴に特殊な工具を差し込んで鍵を開けるピッキングに対しては、防犯性能の高い施錠にする
- ・玄関ドアの外側から小穴を開けるなどして、内側のドアロック用つまみ（サムターン）を回して侵入する犯罪を防止のためサムターンカバーを取り付けるなど防犯対策を講じることによってドロボーの侵入を防止できるのです。



ひったくり被害続発！

今年3月5日現在、高田警察署管内では20件が発生し、これは、県下全体の発生数の44.4%を占めており、ワースト1です。

犯人は、バイク等に乗し、歩行者又は自転車に乗っている女性等を狙っています。

ひったくりの被害防止対策は

- ・歩行中におけるカバンの持ち方
道路の右側を歩く時には右側に持ち、左側を歩く時には左手に持つなどしてバイクの通る側と反対側（建物側）つまり通り抜けが出来ない側にカバンを持つ。
- ・自転車乗車中におけるカバンの持ち方
自転車の前カゴ等に入カバンを入れるときは、「ひったくり防止カバー」等で確実に覆う。など防犯対策を講じることによって被害を防止できるのです。

高田警察署では、全力をあげて犯人を捜査中です。被害に遭ったり、不審者を見かけた時は、すぐに110番通報してください。

（高田警察署 ☎（22）0110）

「小学生が地震を体験」

葛城市消防署は3月29日、葛城市ボランティア連絡協議会主催の小学生ボランティア講座で、市内の小学3・4・5年生児童とボランティア協議会の計約100名を対象に地震や台風等の災害に対する備えや心構え、災害時のボランティア活動等について学ぶ防災講習会を、葛城市福祉総合ステーションで実施しました。講習会では地震が起こるしくみや地震が発生した場合の対処方法の仕方などについて説明し、起震車により地震の怖さを体験、災害に備える大切さを学んでもらいました。



葛城市消防団を称え表彰旗の授与

去る2月10日(金)、平成17年度日本消防協会定例表彰式が行なわれ、葛城市消防団に優良消防団表彰授与の栄誉を受けました。

この賞は、規律厳正にして技能熟達し、消防の使命達成に努め、その成績抜群の消防団に授与される賞で、これまでの消防団活動を高く評価されたことによるものです。

新消防団長に奥村喜洋氏が任命されました

前消防団長、川辺順一氏（新在家）の退任に伴い、4月1日付で消防団長に奥村喜洋氏（西辻）が任命され、副団長には、田仲完好氏（新庄）が就任されました。

なお、退任された川辺氏におかれましては、今日までのご苦勞に対し心から感謝いたします。



葛城市消防団役員構成

消防団員の退団に伴い、4月1日付で次のとおり役員構成が変わりました。（敬称略）

（団長）	奥村 喜洋	（副団長）	西川 朗
（副団長）	住野 光男	（副団長）	田仲 完好
（副団長）	中島 啓文	（副団長）	田仲 完好
第1分団（分団長）	増井 孝至	（副分団長）	吉川 天祥
第2分団（分団長）	浅野 晃	（副分団長）	吉井 博
第3分団（分団長）	生野 浩由	（副分団長）	藤井 邦康
第4分団（分団長）	吉田 俊裕	（副分団長）	寺岡 恵男
第5分団（分団長）	西川 康男	（副分団長）	田中 孝明
第6分団（分団長）	西川 昌義	（副分団長）	米井日都志

本年の累計
火災：1件
火災：1件
救助：305件
救助：104件
救助：64件

119コーナ―

祝受章 長年の功績を称え

本市消防団前第1分団長の田仲完好氏（新庄）が、日本消防協会長から功績章を、第4分団長の吉田俊裕氏（疋田）が、勤続章を受章されました。

これは、長年消防業務に勤続され、率先垂範してその業務遂行にあたった成績が極めて優秀であったことによるものです。

この荣誉ある受章に対し、心からお喜び申し上げますとともに、今後とも本市消防業務にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

文化会館ニュース

第12回ミュージックフェスティバル

日本の心を奏でる秋の演奏会に
出演しませんか？

- 【開催日】2006年10月15日(日)
- 【会場】新庄文化会館(マルベリーホール)
- 【主催】第12回ミュージックフェスティバル実行委員会
- 【募集期間】5月1日(月)～6月19日(月)
- 【募集部門】プロ・アマ、ジャンルは問いません。(ただし、ピアノソロ及びカラオケは除きます。)
- 【演奏期間】1グループ 15分程度
- 【応募資格】葛城市を中心としてその周辺に住み、日本の心を奏でる舞台上で演奏している方及びグループ
- 【応募方法】所定の用紙(第12回ミュージックフェスティバル出演申込書)にご記入の上、新庄文化会館までご持参ください。(郵送・FAX不可)

応募者多数の場合、公演時間に限りがありますので出演申込書のアンケートによる選考を行い、応募者全員出演できない場合もあります。選考結果に対するお問い合わせには応じられません。また、ミュージックフェスティバルの司会進行を務める「MC」も募集しますので、ふるってご応募ください。

所定申込用紙及びお問い合わせは
〒639-2137 奈良県葛城市南藤井70-1 新庄文化会館内
「第12回ミュージックフェスティバル実行委員会」事務局
☎69-4600

マルベリーサマーコンサート

文化会館催し物のご案内

新庄文化会館(マルベリーホール)

5月1日～6月5日

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5	4	木	公園まつり映画鑑賞会 「男たちの大和/YAMATO」 145分	入場無料 整理券 配付予定	13:30～16:00	葛城市	69-4600【新庄文化会館】
	5	金	公園まつり映画鑑賞会 「ハリ・ポッターと炎のゴブレット」 157分		10:00～12:40		

展示室(マルベリーホール)

期間	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5/3～5/5	故 小泉雅美写真展	無料	5/3 10:00～17:00 5/4・5 9:00～17:00	写団葛城	69-5945【中島】
6/3	絵本講座	関係者	10:00～12:00	葛城市立新庄図書館	69-4646

當麻文化会館

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
5	21	日	あすも会カラオケ大会	無料	未定	カラオケ あすも会	—
	31	水	葛城市人権教育研究総会	無料	未定	葛城市人権教育研究会	48-2041【西浦孝司】

休館日

■ は休館日

月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月

新庄文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

お問い合わせ 新庄文化会館 ☎69-4600 當麻文化会館 ☎48-5000
主催者の都合により一部変更する場合がありますので、ご了承ください。
準備、リハーサル等での使用に関しては、本表に記載してありません。
詳細については、主催者にお問い合わせください。

今月の一冊



野鳥
しぐさでわかる身近な野鳥
市田 則孝 / 監修

私達の身近に生息している野鳥をバードウォッチングしてみませんか？本書は、平地から低山地で見られる17種類の野鳥を識別のポイントを中心に紹介し、さらに、身近な場所で見える46種類の野鳥について、よく見かけるしぐさや行動パターンをイラストで紹介しています。



勉強できなくても
恥ずかしくない
橋本 治 / 著

幼稚園を卒園し、小学校に入学したケンタくん。幼稚園では楽しく遊ぶことができたのに、小学校では勉強も学校も好きになれず、先生やお母さんから「問題のあるダメな子」と思われてしまいます。しかし、ケンタくんが「ダメな子」になってしまったのには、ちゃんとした原因があるのです。本作は三部からなり、ケンタくんの素晴らしい成長ぶりを楽しむことができます。

5月の新着図書

印...児童書

書名	著者名	新庄図書館	當麻図書館
山伏入門 人はなぜ修験に向かうのか？	宮城 泰年		
奈良世界遺産散歩	小川 光三		
ケンタロウの10分ごはん	ケンタロウ		
ちんろろきしし	元永 定正		
筋違い半介	犬飼 六岐		
チョコレートコスモス	恩田 陸		
黒い太陽	新堂 冬樹		
宇宙で一番優しい惑星	戸梶 圭太		
ママの神様	室井 佑月		
星を数えて	デイヴィッド・アーモンド		
フクロウの大研究	国松 俊英		
少年野球勝つための基本とテクニック	小野寺 信介		
日本文化を英語でガイド2	桑原 功次		
さくら、ひかる。	小森 香折		
おばけの人生相談1・2	沼野 正子		
おのぞみの結末	星 新一		
バビロンまでは何マイル 上・下	ダイアナ・ウィン・ジョーンズ		
しってるねん	長谷川 義史		
クマさんのドーナツ	みやぎひろかず		
西遊記1	于 大武		

《催しものご案内》

〔映画会のお知らせ〕
日時.. 5月13日(土)午前10時
場所.. 新庄図書館AVルーム
『ハットリくん+パーマン』
〔おはなし会のお知らせ〕
新庄図書館
日時.. 5月27日(土)午前10時
場所.. 新庄図書館
おはなしのへや・AVルーム

《小さい子のためのプログラム》
エプロンシアター.. おむすびころりん
お話.. 畑のキャベツ
大型絵本または紙芝居 ほか
《大きい子のためのプログラム》
お話.. 桃の子太郎
絵本.. おまえつまそうだな ほか

當麻図書館
日時.. 5月21日(日)午後1時30分
場所.. 當麻図書館2階おはなしのへや
《小さい子のためのプログラム》
お話.. 腰おれすずめ
絵本.. せんせい ほか
《大きい子のためのプログラム》
お話.. 鳥になれたかったこぐまの話
絵本.. きよだいなきよだいな ほか
*おはなしが始まると部屋に入れません。
時間に間に合うようにお越しくください。

図書館ホームページが
リニューアルしました

休館日	は休館日		月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月																																			
	■	□	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
新庄図書館	■	□	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻図書館	■	□	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

5月より當麻図書館の休館日が第1・3水曜日及び毎週木曜日になりました。
お問い合わせ 新庄図書館 ☎69-4646 當麻図書館 ☎48-6000

税の納期

5月、次の市税の納付月です。
 固定資産税：第1期・全期
 軽自動車税：全期
 納期限は、5月31日(水)です。
 納期内納付にご協力ください。
 口座振替をご利用の方は、納期限日
 が振替日になっていきます。預貯金
 残高の確認をお願いします。

平成17年分所得証明書の発行について

平成17年分の所得に関する証明書
 (所得、課税、非課税証明書等)は次
 の日付からの発行を予定しています。
 市県民税
 (特別徴収・勤務先の給料等から天引
 きされている方)：5月10日(水)
 (普通徴収：右記以外の方)
 …6月5日(月)

確定申告または市県民税申告をさ
 れていない方や事業所から給与支払
 報告書が市役所へ未提出の方、納税
 義務者の扶養者になっていない方等、
 所得に関する内容について当市が把
 握出来ない方につきましては、所得
 に関する証明ができません。平成17
 年中に収入が無い方でも、収入が無
 い旨の申告をしていただきますよう
 お願いいたします。

(税務課)
 (収納課)

平成18年度「さわやかウォーキング」教室

安全で手軽に楽しめるウォーキン
 グ。自然とふれ合いながら心身のリ
 フレッシュとコミュニケーションを
 楽しみませんか。

市教育委員会では、次の要領で
 「さわやかウォーキング」教室を開催
 します。市民の皆さまのご応募をお
 待ちしています。

- 第1回(市外ウォーキング)
 日 時：6月4日(日)
 午前9時から午後4時頃
- コース：鳥見山・長谷寺コース
- 第2回(市外ウォーキング)
 日 時：10月(予定)
 午前9時から午後4時頃
- コース：青山高原・四季のさとコース
- 第3回(ミステリーウォーキング)
 日 時：2月(予定)
 コース：当日まで非公開
- 申込締切：5月22日(月)午後5時まで。(火
 曜及び第2・4水曜日は休館日です。)
- 申込場所：當麻スポーツセンター内体育振興課
 ☎(48)6600
- 葛城市コミュニティセンター
 ☎(69)6961

*各回とも、交通費入場料等は自己負担です。
 *服装は運動できる服装で、持ち物は昼食・
 飲み物・雨具・タオル等です。
 *参加者は、スポーツ安全保険(1,500
 円/人)に加入していただきます。

詳しくは、体育振興課
 ☎(48)6600まで。

手話奉仕員養成講座(基礎課程)開催

前年度に開催した手話奉仕員養成
 講座の入門課程に引き続き、本年度
 は基礎課程を開催いたします。

この講座は、聴覚障害者の方の生
 活やそれに関連する福祉制度など
 についての認識と理解を深めるとも
 に、手話で日常生活の会話ができる
 程度の手話奉仕員を養成することを
 目的としています。

入門課程を修了された方、または
 現在の手話のレベルを更に磨きたい
 方の受講をお待ちしています。

対象者：18歳以上の市内在住、又
 は在勤者で手話奉仕員養成講座入門
 課程を修了された方、もしくは手話
 による簡単な会話が可能なる方
 開催場所：當麻文化会館
 開催期日(予定)：5月19日(金)・12月1日(金)までの
 毎週金曜日(11月3日(祝)は除く)
 午前10時～正午《全28回》
 受講料：無料

(ただしテキスト代は個人負担)
 募集定員：20名
 募集期限：5月15日(月)
 申込先：社会福祉課
 詳しくは、社会福祉課まで。

當麻地区の皆さまへ

7月1日から燃えるゴミを出され
 る時は透明・半透明のゴミ袋をご使
 用ください。

ご協力をお願いします。
 (環境課・當麻クリーンセンター)

歴史博物館からのお知らせ

〔展示会〕
 平成18年度春季企画展
 「竹内街道
 ～人々の往来を中心に～」
 会 期：開催中(6月11日(日))
 会 場：歴史博物館特別展示室
 観覧料：通常の入館料をいただきます。

〔講演会〕
 公開講座「葛城学へのいざない(第2回)
 「古代の官道
 ―大道―」
 日 時：5月13日(土)
 午後2時から
 講 師：池田 貴則氏
 会 場：歴史博物館2階
 「あかねホール」
 定 員：100名程度
 申 込：電話または
 直接窓口にて受付
 詳しくは、歴史博物館
 ☎(64)1414まで。

青い鳥郵便葉書の無償配布

重度の身体障害者(1級・2級)
 または重度の知的障害者(Aまたは
 1度もしくは2度)で身体障害者手
 帳または療育手帳をお持ちの方に、
 くぼみ入り通常郵便葉書(一人20枚)
 を無償配布します。
 受付期間：4月3日(月)～
 5月31日(水)

申 込：右記手帳を持参のうえ、
 郵便局まで。
 詳しくは、新庄郵便局郵便係まで。

平成18年度ふれあい花教室 教室生募集

草花、庭木の育て方や草花のガーデニング、フラワーアレンジメント、家庭園芸の基礎知識を学びましょう。受講料は無料ですが実習時の材料費などは自己負担です。

受講日：6月から平成19年3月の毎月第3土曜日の午前中
場所：ふたかみパーク内公園館
対象者：市内在住または在勤の方（但し、平成17年度受講者を除く。）
定員：25名程度（定員超過の場合は抽選、また申込み者が少ない場合は中止とさせていただきます。）

申込締切：5月21日（日）必着
申し込みは、官製ハガキに教室名・住所・氏名・電話番号を書いて、〒63910272
葛城市新在家492の1
ふたかみパーク内公園管理係
までお送りください。

子育て体操教室

子育て中のお母さん、子どもと一緒にいい汗をかきませんか？
未就園児とその保護者の方を対象に子育て体操教室を開催しますので、多数ご参加ください。

日時：6月2日（金）・7日（水）
午前10時～正午
場所：歴史博物館（2日）
當麻スポーツセンター（7日）

どちらか都合の良い方で利用願います。
講師：白石 睦 先生
詳しくは、児童福祉課まで。

造林事業補助金

交付申請は5月31日まで！

新たに植林された造林地を対象に、造林事業の補助金交付申請の受付を行っています。申請資格は、市内に造林地を所有している方で、造林面積の補助対象基準は、次のとおりです。

拡大造林（雑木林等に植林する場合）10アール以上
再造林（人工林伐採後、再び植林する場合）10アール以上「ただし、制限林（国定公園内、各種保安林）であること。」
なお、補助金交付申請に先立ち、県知事への伐採の許可申請（国定公園内、各種保安林における許可の申請）を完了しておかないと、補助金の交付が受けられません。（農林商工課）

増改築相談

日時：5月27日（土）
午後1時～午後5時
場所：中央公民館会議室
連絡先：☎(69) 2877
日時：5月7日（日）
午前9時～正午

場所：當麻文化会館団体交流室
連絡先：☎(48) 4417
詳しくは、右記連絡先または都市計画課まで。

消費生活相談

「架空請求や振り込み詐欺」などの消費生活に関する相談に応じます。

日時：5月8日（月）
午前10時～正午・午後1時～4時
場所：當麻庁舎市民相談室

文学講座

相談料：無料
詳しくは、農林商工課まで。

新庄図書館では、『明治の恋 国木田 独歩と或る女』と題して、奈良産業大学教授の阿尾時男先生にご講義いただきます。ふるってご参加ください。

日時：5月22日、6月19日の間の毎週月曜日
午後1時30分～3時まで
場所：新庄図書館 学習室
募集人員：30名程度
申込方法：電話または直接新庄図書館にお申し込みください。
☎(69) 4646（新庄図書館）

絵本講座

大人も楽しめる絵本の見方を加藤先生にご紹介いただきます。先生と一緒に楽しい絵本の時間を過ごしませんか。

皆さまのご参加をお待ちしています。
日時：6月3日（土）
午前10時～正午
場所：新庄文化会館 展示室
申込方法：電話または直接新庄図書館にお申し込みください。（当日託児有）
詳しくは、新庄図書館
☎(69) 4646まで。

子育て（ぴよぴよ）相談

5月から毎月1回家庭相談員が子育てなどに関する相談に応じます。

日時：5月9日（火）
午前9時～正午（但、予約有）
場所：磐城児童館
事前に電話予約をお願いします。
詳しくは、児童福祉課まで。

ためぴよんの「総合治水」ってな～に？

その3

大和川流域総合治水PRイベント2006 ～ならの防災を知ろう、地域で守る総合治水～

会場や現地で見、触れて実感しよう！

日時：5月21日（日）午前11時～午後2時
場所：奈良県浄化センター公園（大和郡山部南町160）
近鉄橿原線「ファミリー公園」駅徒歩1分
ご来場は公共交通機関をご利用ください。

「総合治水博士」によるおもしろ講座や実際に現地を見学するバスツアー、災害現場で活躍する「はたらくくるま」の展示があります。

当日の状況によりプログラムが変更になる場合があります。

【お問い合わせ】

大和川河川事務所 調査課 ☎0729-71-1381 まで。

5月15日～21日は「総合治水推進週間」

毎月5月15日～21日を「総合治水推進週間」とし、総合治水対策の意義や重要性に関して全国的に広報活動を展開することにより、流域住民の方々の理解を深め、総合治水対策により一層の推進を図っています。



「総合治水」についてのお問い合わせは一尾城市建設課 まで。
大和川流域総合治水対策協議会 <http://www.yamato.kkr.mlit.go.jp/>

<みなさんのご意見をお待ちしています>

今月の無料相談

人権・行政・心配ごと相談

- 日時 5月11日（木）第2木曜日
午前9時～正午
場所 葛城市役所（新庄庁舎）
申込 不要（先着順）
- 日時 5月18日（木）第3木曜日
午前9時～正午
場所 忍海集会所
申込 不要（先着順）
- 日時 5月25日（木）第4木曜日
午前9時～正午
場所 當麻文化会館
申込 不要（先着順）

お問い合わせ / 人権政策課・総務財政課・社会福祉協議会
☎ 69-3001

弁護士による法律相談

- 日時 5月18日（木）第3木曜日
午後1時～4時
場所 葛城市役所（新庄庁舎）
- 日時 5月25日（木）第4木曜日
午後1時～4時
場所 當麻文化会館

申込 相談（20分）は予約制になっていますので、
秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ / 秘書課 ☎ 69-3001

中和法律センター

【本所】

- 日時 毎週火曜日・金曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 大和高田市大中106-2
経済会館4階

【香芝支所】

- 日時 第1水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 香芝市本町1397
香芝市役所

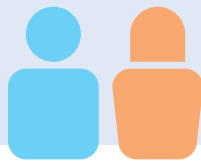
【檀原支所】

- 日時 第2・3水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 檀原市八木町1-1-18
檀原市役所北館1階

【王寺支所】

- 日時 第4水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 王寺町久度2-2-1-501
地域交流センター
申込 相談は予約面談制（30分）
必ず電話で事前予約してください。
（☎24-5403）
相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分
から先着順にて受け付けます。
（祝日の場合は原則その前日より）
対象者 大和高田市・檀原市・御所市・香芝市
葛城市・桜井市・磯城郡内・宇陀郡内
高市郡内・北葛城郡内・東吉野村居住
の方

人
の
動
き



人口 35,698人 世帯数 12,106戸
男 17,253人 女 18,445人

2006年4月1日現在

平成18年5月1日発行
編集・発行 葛城市役所 秘書課
〒639 2195 奈良県葛城市柿本166番地
☎0745(69)3001

広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。

